

山陽小野田市農業委員会

第36回

総会議事録

1. 開催日時 令和2年6月10日午後1時30分から午後2時15分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター2階 集団指導室

3. 出席委員

会 長	3	村 上 俊 治
会長職務代理者	1 4	松 村 孝 子
委 員	1	齊 藤 勇
	2	梶 田 智 志
	5	前 島 昭 博
	6	二 井 一 夫
	7	重 永 達 記
	8	山 本 シゲ子
	9	田 中 覺
	1 0	五十嵐 奨
	1 1	辻 村 勝 好
	1 2	村 上 雅 彦
	1 3	森 田 祐 三

4. 欠席委員

4 眞 鍋 喜久夫

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第149号 農地法第3条 権利の移動

議案第150号 農地法第4条 転用

議案第151号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

議案第152号 現況証明願い

報告第70号 水田埋立畑地造成事前申出について

報告第71号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第153号 農用地利用集積計画

報告第72号 非農地判定による通知について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡 生 隆太郎

事務局主査 吉 田 悦 弘

事務局書記 西 田 実

7. 議会の概要

議長	<p>定刻になりましたので、只今より第 36 回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>(起立、礼、着席)</p> <p>本日の欠席委員は眞鍋委員です。</p> <p>それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。</p> <p>本日の議事録署名は 6 番二井委員と 7 番重永委員にお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第 149 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
局長	<p>今月の農地法第 3 条の許可申請は 2 件です。</p> <p>議案第 149 号番号 65 について議案書をもとに説明いたします。</p> <p>申請地は、総合事務所から西へ約 2.2 k m に位置する農用地外の農地です。申請内容は、1 ページの番号 65 のとおりです。公図は 3 ページをご覧ください。本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。</p>
議長 9 番	<p>次に現地調査報告をお願いします。</p> <p>現地の報告をさせていただきます。6 月 4 日に事務局 2 名と村上委員、私の 4 名で現地調査をさせていただきました。場所等につきましては事務局の説明のとおりですので省略させていただきます。現地はきれいに管理されている状態でした。特に問題はないと思います。以上で終わります。</p>
議長	<p>何か質問はありませんか。</p> <p>無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 149 号番号 65 に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全委員挙手)</p> <p>全員賛成により原案どおり承認することといたします。</p> <p>次に番号 66 は報告第 70 号番号 18 の「水田埋立畑地造成事前申出」と関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。</p>
局長	<p>議案第 149 号番号 66 及び報告第 70 号番号 18 の「水田埋立畑地造成事前申出」について議案書をもとに一括して説明いたします。</p> <p>申請地は、市役所から北東へ約 2.5 k m に位置する農用地外の農地です。申請内容は、1 ページの番号 66 及び 34 ページの番号 18 のとおりです。公図は 5 ページをご覧ください。</p>

本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。また、隣接地も畑地であることから、造成して果樹を栽培しようとするものです。

なお、本件に関しては、令和2年2月27日付けで誤って被相続人の名義で申請を行い、同年3月10日に許可を受けたもので、この度、当該許可の取消の申請がなされ、同年5月29日付けで当該許可を取り消しましたので申し添えます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

1 2 番 現地の報告をさせていただきます。6月4日に事務局2名と田中委員、私の4名で現地を確認いたしました。今事務局からありましたように、2月に現地を確認したとのことで、事務局に問い合わせたところ、以前と同一の状況であるとの回答がありました。多少草が生えているものの、前回調査の時と特に変化はないとの事でした。以上で報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第149号番号66に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。また、報告第70号番号18は原案どおり処理いたします。

次に議案第150号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。

なお、番号127並びに議案第151条「農地法第5条の規定による許可申請について」の番号157及び番号158は関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

局長 今月の農地法第4条の許可申請は1件です。

議案第150号番号127並びに議案第151号番号157及び番号158について議案書をもとに一括して説明いたします。

申請地は、いずれも総合事務所から東へ約0.6kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。

申請内容は、6ページの番号18並びに11ページの番号157及び番号158のとおりです。公図は8ページ、土地利用図は9ページ、28ページ及び30ページをご覧ください。

本件は、いずれも「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

- 1 2 番 現地の報告をさせていただきます。先と同じく 6 月 4 日に現地の確認を行いました。周囲の状況は東側が保全管理、北側はこの度の申請地、一部農地が隣接地にあります。境界に関しては測量杭、フェンス等の既設構造物で確認しております。以上の事から特に問題はないと思います。報告を終わります。
- 議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第 150 号番号 127 並びに議案第 151 号番号 157 及び番号 158 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に議案第 151 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。
事務局の説明を求めます。
- 局長 今月の農地法第 5 条の許可申請は 6 件ですが、番号 157 及び番号 158 については、先にご承認をいただいたところです。
それでは、議案第 151 号番号 153 について議案書をもとに説明いたします。申請地は、市役所から南西へ約 6.0 k m に位置する第 1 種農地です。
申請内容は、10 ページの番号 153 のとおりです。公図は 13 ページ、土地利用図等は 14 ページ及び 15 ページをご覧ください。
本件は、第 1 種農地を対象とした事案ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、代替性もないことから、農地法施行規則第 33 条第 4 項に該当し、許可の対象となるものと思われます。
- 議長 次に現地調査報告をお願いします。
- 9 番 現地の報告をさせていただきます。事務局からの説明でありましたように宗教法人が駐車場と納骨堂を設置するとの事です。以上で報告を終わりますが、一つだけよろしいですか。納骨堂に関しては墓地、埋葬等に関する法律の適用はないのですか。
- 議長 事務局どうぞ。
- 局長 おっしゃる通り墓地、埋葬に関する法律の適用になりますので、市の方と事前協議を終えております。
- 9 番 分かりました。
- 議長 他に質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 151 号番号 153 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 154 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 151 号番号 154 について議案書をもとに説明いたします。

16 ページをご覧ください。申請地は、総合事務所から南へ約 0.5 km に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、10 ページの番号 154 のとおりです。公図は 17 ページ、土地利用図は 18 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

9 番 現地の報告をさせていただきます。厚狭駅新幹線口の既設駐車場がありますが、南から北へ抜けるには一度バックして迂回していましたが、歩道を拡張して設置するものとなります。以上の事から特に問題はないと思います。報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 151 号番号 154 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 155 については議案第 152 号「現況確認願いについて」と関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

局長 議案第 151 号番号 155 及び議案第 152 号「現況確認願い」番号 35 について議案書をもとに一括して説明いたします。

19 ページをご覧ください。申請地は、総合事務所から東へ約 1.2 km に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、10 ページの番号 155 及び 31 ページの番号 35 のとおりです。公図は 20 ページ、土地利用図は 21 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。また、隣接地については、昭和 50 年頃に家屋が増築され、すでに宅地となっており、今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

1 2 番 現地の報告をさせていただきます。現地は畑地となっております

た。東側は宅地と、一部畑で、西側が畑と公衆用道路で、南側には市道がありました。雨水については南側の市道の道路側溝に排水し、汚水に関しては公共下水に接続します。境界に関しては測量杭で確認できています。現況証明は宅地の一部としてすでに利用されており、農地性はありません。以上で報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 151 号番号 155 及び議案第 152 号番号 35 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 156 について事務局の説明を求めます。

局長

議案第 151 号番号 156 について議案書をもとに説明いたします。

22 ページをご覧ください。申請地は山陽総合事務所から南西へ約 0.5 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、10 ページの番号 156 のとおりです。公図は 23 ページ、土地利用図は 24 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

なお、申請地の一部に農地法の許可を得ることなく駐車場が設置されており、申請者から今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されていますので、申し添えます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

1 2 番

現地の報告をさせていただきます。厚狭駅新幹線口近くの、てらい内科医院前の用地を駐車場用地として利用するとの事です。一部が既に利用されていますが、特に問題はないと思います。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 151 号番号 156 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に報告第 71 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

局長

37 ページをご覧ください。

今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知は番号 156 及び番号 157 の 2 件で、現契約を合意により解約するものです。ご審議の程お

願います。

議長 何か質問はありませんか。
ないようでしたら報告第 71 号は原案どおり処理いたします。
次に、議案第 153 号「農用地利用集積計画」について、事務局の説明を求めます。

局長 39 ページを御覧ください。
今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号 41 番及び 42 番の 2 件、2 筆、3,487 m²でございます。
ご審議の程願います。

議長 質問はありませんか。
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により、議案第 153 号は原案どおり決定することとします。

次に報告第 72 号「非農地判定による通知について」事務局の説明を求めます。

局長 40 ページを御覧ください。
今月の非農地通知は、番号 1 のとおりです。

議長 質問はありませんか。
(挙手あり)
どうぞ。

9 番 これはどのような目的があって行うのですか。
局長 これは昨年度までの利用状況調査で、B 分類、いわゆる農地に復元することが不可能な荒廃農地を所有している方に対して、国の方から農地性のない荒廃農地については地目を変更するようにと通知が出ています。農業委員会の方で非農地通知書を出せば、それをもって法務局に行けば容易に地目変更ができる様になっています。地目を現状にあったものにするとということです。山林や原野の状態の農地がかなり残っております。毎年の調査の際に遊休農地を見て回られると思いますが、荒廃農地について木が生い茂り、もうどうにもならないような状態のものは B 分類にさせていただいていると思いますが、その B 分類の農地について現状に見合った地目に変更するようにと国の方から言われておりますので、通知を行っております。

9 番 税制上では現況の山林で課税しますよね。そうであれば登記を変えるメリットは何かあるのでしょうか。国の方からの通知でしなさいということですか。

議長 事務局お願いします。

局長 所管の法律で、不動産登記法の第三十七条に「地目又は地積について変更があったときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人は、その変更があった日から一月以内に、当該地目又は地積に関する変更の登記を申請しなければならない。」とあります。

9番 私が聞きたいのは、国が勝手に登記を変えるのか、それとも個人が申請するのかということです。

局長 個人が申請するものです。

9番 それで223人が登記をするわけですね。

局長 する方もいらっしゃいますし、放置される方もおられます。

9番 わかりました。

議長 他にありませんか。無いようでしたら報告第72号は原案どおり処理いたします。

議長 以上で本日の議案の審査及び報告はすべて終了しました。

局長 次回の現地調査は、7月6日(月)9時から、辻村委員、森田委員でお願いします。

議長 第37回総会は、7月10日(金)13時30分からで、会場は厚狭公民館2階研修室です。

議長 以上をもちまして第36回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

(起立、礼) お疲れ様でした。

午後 2時15分 閉会

山陽小野田市農業委員会
会 長

議事録署名委員
6 番委員

議事録署名委員
7 番委員